

中津川市デジタルサイネージ構築及び運用保守業務委託

プロポーザル実施要領

令和6年8月
中津川市

中津川市デジタルサイネージ構築及び運用保守業務委託に係る プロポーザル実施要領

■留意事項

本業務は、内閣府デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）を活用した事業である。なお、本事業は令和6年度補正予算の成立を条件とし、予算が成立しない場合は、契約を締結しないものとする。

これに伴い、本プロポーザル参加者・契約候補者に対して損害が生じた場合においても、当市ではその損害について一切負担しないものとする。

1 目的

本業務は、中津川市観光案内所と馬籠宿 BASE にデジタルサイネージを導入し、訪日外国人旅行者受入のための多言語案内の整備及び観光インフォメーションの機能を強化し、視覚に訴えかけ観光イメージを想起させるようなコンテンツを構築することにより、市内周遊や滞在型観光の促進、観光消費額の拡大に繋げるとともに、国内外からの観光客と地域住民との交流の場（機会）となる「クロスカルチャーハブ」を開設することを目的とする。

本要領は、本業務についての受託事業者の選定を、価格のみの競争によらず、専門的知識、企画力、技術力、実績から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

中津川市デジタルサイネージ構築及び運用保守業務委託

(2) 業務内容

別紙「中津川市デジタルサイネージ構築及び運用保守業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 設置場所（仕様書のとおり）

(4) 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

(5) 見積上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当分額を含む）

※上記上限額は、予定価格でない。

※上記上限額は、本業務に係るすべての費用を含むものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。なお、参加は単独企業、共同企業体を問わない。共同企業体として参加する場合であっても、以下の要件に掲げるすべてに該当していることとする。（下記（5）については、

共同企業体を構成する者のうち、代表となる企業がその要件を満たしていれば可とする)

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 項に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日現在で中津川市から入札参加資格指名停止措置を受けていない者であること。なお、契約締結までの間に中津川市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (5) 契約締結日に、中津川市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。現時点で中津川市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は速やかに申請書を提出すること。
- (6) 公告の日から過去 5 年間に於いて、国、地方公共団体、観光地域づくり法人、観光協会が発注した業務において、デジタルサイネージの導入を受注した実績を有する者であること。

4 選考スケジュール

本プロポーザルについては、以下の通り実施するものとする。

項 目	日 程
公募開始（公告）	令和 6 年 8 月 28 日（水）
質問書受付期限	令和 6 年 9 月 6 日（金） 17 時必着
質問回答	令和 6 年 9 月 13 日（金） 17 時までに回答
参加表明書等の提出期限	令和 6 年 9 月 20 日（金） 17 時必着
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 9 月 27 日（金） 17 時必着
審査会 （プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和 6 年 10 月 7 日（月）（予定） （参加者に改めて通知）
結果発表（通知・公表）	審査会後、2～3 日以内に通知公表（予定）
業務委託契約	令和 6 年 10 月中旬

5 手続き等に関する事項

(1) 質問書の提出及び回答

- ・提出期限：令和6年9月6日（金） 17時まで（必着）
- ・提出方法：質問書（様式1）に必要事項を記載のうえ、本要領13に記載する「提出先・問合せ先」まで電子メールにて送信すること。送信後は、電話にて受信確認を行うこと。なお、質問書以外での問合せについては一切受け付けない。
※電子メールの件名は「中津川市デジタルサイネージ構築及び運用保守業務委託についての質問」とすること。
- ・回答方法：令和6年9月13日（金）17時までに、中津川市ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書の提出

- ・提出期限：令和6年9月20日（金） 17時まで（必着）
- ・提出書類：参加表明書兼誓約書（様式2）
事業者概要書（様式3）
業務実績詳細（様式4）
業務責任者選任誓約書（様式5）
- ・提出方法：要領13に記載する「提出先、問合せ先」へ持参又は郵送にて提出すること
※持参の場合は、8時30分から17時まで（行政機関の休日を除く）
※郵送の場合は、受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着のこと。
- ・その他：期限までに提出がない場合は本プロポーザルへの参加は認められないため注意すること。

(3) 企画提案書等の提出

- ・提出期限：令和6年9月27日（金）17時まで（必着）
- ・提出書類：企画提案書（様式任意）
参考見積書（様式任意）
※提出者が判別できるものは一切記載しないこと。
- ・提出部数：6部（正本1部、副本5部）
正本1部には表紙を付け、社名及び提案責任者を明示すること
- ・提出方法：持参又は郵送
※持参の場合は、8時30分から17時まで（行政機関の休日を除く）
※郵送の場合は、受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着のこと。

6 書類の作成要領

本プロポーザル参加者は、以下の内容に従って必要書類を作成することとする。

(1) 質問書（様式1）

- ・必要事項はすべて記入すること。未記入のあるものについては回答しない。
- ・質問事項は具体的かつ明確に記入すること。

(2) 事業者概要書（様式3）

- ・共同企業体で参加する場合には、構成員ごとに作成すること。

(3) 業務実績詳細（様式4）

- ・「主な業務実績」には、公告の日から過去5年間において、国、地方公共団体、観光地域づくり法人、観光協会が発注した業務において、デジタルサイネージの導入を受注した実績を、計3件以内で記載すること。
- ・上記で記載した業務実績を証明する書類として、契約書等の写しを添付すること。

(4) 業務責任者選任誓約書（様式5）

- ・選任した責任者が過去に関わった業務実績のうち、代表的な1事例について簡潔に記載すること。

(5) 企画提案書（様式任意）

- ・仕様書を踏まえ、効果的な検討・提案とすること。
- ・様式は自由とし、A4版（両面）12ページ以内で作成すること。（ただし、表紙や目次は制限枚数に含まない）
- ・文章を補完するための写真、イメージ、図表等の使用は自由とする。
- ・文字は読みやすい大きさになるよう配慮すること。
- ・次のA、Bの項目を必ず記載すること。

A：提案のコンセプト

B：本業務にかかる提案（下記項目を含むこと。）

- ・実施体制、実施手順（フロー）や想定している工程
- ・盤面製作のデザイン、考え方
- ・コンテンツの内容
- ・設置手法
- ・設置後のランニングコスト及びコンテンツ更新方法

※提出者が判別できるものは一切記載しないこと。

(6) 参考見積書（様式任意）

- ・日付は、提出日を記入すること。
- ・本業務を受託した場合の見積額を記載すること。
- ・見積額は、経費一式ではなく、項目、内容ごとの内訳で記載すること。

※次年度（令和7年度）以降の保守費等ランニングコストに係る見積書も別紙で提出すること。

7 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書等を提出した参加者に対し、以下の通りプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

(1) 日時・場所

令和6年10月7日（月）（予定）

中津川市栄町1-1 中津川市にぎわいプラザ 1階会議室（予定）

※詳細な時間、場所等は参加者に対し別途通知します。

(2) 所要時間

各者約30分（プレゼンテーション20分、質疑応答（ヒアリング）10分程度）

※プレゼンテーションに用いる機器設置に必要な時間については、上記時間に含まない。

(3) 出席者

参加表明書で提出された業務責任者選任誓約書（様式5）に記載した業務責任者を含み、最大3人までとする。

(4) 説明者

プレゼンテーション・ヒアリングについての説明者は任意とする。

※プロジェクターを使用する場合の操作も出席者側で対応してください。

(5) 機器

プレゼンテーションに必要な機器は提案者が持参する。ただし、プロジェクターと投影用スクリーンは中津川市が用意する。

(6) プレゼンテーションの内容

- ・説明は、提出された業務実績詳細、企画提案書の内容に基づき行うこと。
- ・実績や企画提案のイメージを詳細に伝えるために、業務実績詳細、企画提案書の内容に基づいている場合に限り追加資料等の提示を認める。（例：業務実績詳細に記載された事例で実際に作成した配布物等）
- ・提案者の会社名や個人名等の判別又は推察ができる言動をしないこと。

(7) ヒアリングの内容

選定委員会は、提案内容の範囲内で質疑を行うものとする。

8 事業者の選定

「中津川市デジタルサイネージ構築及び運用保守業務委託の最適候補者を選定するための選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において採点評価し、その評価点を基に最適候補者の選定を行う。

(1) 選定委員会の組織

- ・選定に係る評価は、選定委員会により実施する。
- ・選定委員会は非公開で行う。
- ・選定委員会の構成員は、評価結果の発表時に公表する。

(2) 評価基準及び選定方法

評価項目	評価のポイント	配点
業務の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を十分に理解したうえで提案しているか。 ・本市の情報収集し提案内容に盛り込んでいるか。 	5
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するにあたり、十分な人員の確保及び組織体制となっているか。 ・設置業務体制やコンテンツ構築の体制が明確に示されているか。 	5
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の納入スケジュールやコンテンツ構築の工程に妥当な時間配分がなされ業務全般のスケジュールが適切に設定されているか。 ・不測の事態が生じても工期内の完了が見込まれるものとなっているか。 	5
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の項目や内容は妥当な積算か。 	5
提案内容	機器 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の視認性や操作性、利便性を配慮した点があるか。 ・機器設置について転倒対策や安全対策、盗難等の防犯対策が工夫されているか。 	20
	画面構成デザイン <ul style="list-style-type: none"> 〈タッチパネルサイネージ〉 ・利用者にとって分かりやすく、操作しやすい画面構成となっているか。 〈ローテーションサイネージ〉 ・イベント情報や動画や静止画等を活用し効果的にPRすることができる提案となっているか。 	20
	データ管理・編集 <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの編集・更新作業が容易なものとなっているか。 	5

		・将来性を考慮した拡張性や柔軟性を有しているか。	
	運用・保守	・日常的な更新作業だけでなく、緊急時にも対応ができようサポート体制が整っているか。	5
	設置後の経費	・次年度以降に要する維持管理費において妥当性があるか。	10
業務実績		・十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に活かされることが期待できるか。	10
追加提案		・その他、見積上限額の範囲内において、本市にとって有効な提案があるか。	10
		合計	100

- ・評価は提出書類による書類審査、プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施し、総合的に審査、評価し、各委員の評価点の合計を基に最適候補者を選定する。
- ・最高得点者が複数ある場合は、企画提案に対する評価点が最も高いものを最適候補者とするものとする。この場合において、評価点と同額の者が複数ある場合は、選定委員会での多数決により決定するものとする。
- ・参加者が1者のみの場合も本要領に基づき書類及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、選定委員会において契約候補者としての選考可否を決定する。最適候補者として不適格と判断された場合には、再度公募を実施する。

(3) 評価結果の発表

- ・評価結果については、全参加者に書面で通知する。また、最適候補者として選定した最適候補者の名称等は中津川市ホームページにおいて公表する。
- ・審査結果に対する問い合わせ、異議は一切認めない。ただし、候補者として決定されなかった理由について説明を求めることは可とする。

9 委託契約

(1) 契約の締結交渉

選定された最適候補者と契約の内容等について協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたいうで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、最優秀提案者の協議により最終的に決定する。仕様が確定された後に見積上限額の範囲内で随意契約を締結する。なお、最適候補者との交渉が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 業務責任者

- ・本業務実施の際は、業務責任者選任誓約書（様式5）において選任する業務責任者が配置されることを原則とし、特別の場合を除き変更することはできない。

- ・特別な場合によりこれを変更する場合は、前任者と同等以上の実績を有する者を充てることとする。

1 0 著作権及び提出書類の取扱い

(1) 著作権

- ・提出書類の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、提出者に帰属する。
- ・提出書類に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれている場合には、提出者の責任において、その著作物等について著作権者等から提出のための複製等の利用許諾を得るものとする。また、人の肖像等を利用する場合についても同様とする。

(2) 提出書類の取り扱い

- ・市が提出書類を利用するにあたって、あらかじめ提出者の承諾を得るものとする。
- ・提出書類の返却は行わない。

1 1 失格

次の各号に該当するものは失格とする。

- (1) 提出期限内に必要な書類等が提出されなかった場合。
- (2) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (4) 書類の作成形式及び「6 書類の作成要領」に示された条件に適合しない場合。
- (5) プレゼンテーション・ヒアリングに欠席した場合。
- (6) 見積額が「2 業務概要（5）見積上限額」を超過した場合。
- (7) 審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合。（工作が疑われる場合も含む）
- (8) 参加表明書提出後、契約締結時まで、市から入札参加資格停止措置を受けた場合。
- (9) その他選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合。

1 2 その他留意事項

- (1) 参加者に対する説明会等は開催しないものとする。
- (2) 参加表明書の提出期限までに提出者が無かった場合は、再度公募を実施する。
- (3) 参加表明書の提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式 6）を提出すること。
- (4) 提出書類はすべて日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とすること。
- (5) 提出書類の作成に要する経費、旅費、その他本プロポーザルの参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、中津川市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

- (7) 本プロポーザルの実施に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と協議し、決定するものとする。また、その内容は、必要に応じて参加者全員に通知する。

1 3 提出先、問合せ先

中津川市商工観光部観光課 担当：古田・藤崎

〒508-0032 岐阜県中津川市栄町1番1号（にぎわいプラザ4階）

TEL：0573-66-1111(内線4272)

FAX：0573-65-3367

E-mail：kankou@city.nakatsugawa.lg.jp